

「児童養護施設の研修体系」における人材育成の領域について

各プログラムに記載している【領域】の丸数字は、本会が取りまとめた「改訂 児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～」（平成29年3月）のなかにある「人材育成の領域」で示した各領域のいずれにあたるかを示しています。各領域の内容の詳細は、下記をご参照ください。

【領域① 人材育成の基本】

児童養護施設の職員としてその専門性を追求する姿勢、価値観、手立て等の獲得。

- ・自身の職種の役割を理解し、子どもと家族の福利に貢献するために専門性の向上を図り続けること
- ・日々の実践から学び、ケースから学ぶ姿勢を重視すること
- ・SVの意義を理解し、SVを受けること
- ・後進に対してSVを行うこと
- ・人材育成を重視する施設の文化を醸成し、職員の人材育成に貢献すること
- ・人材育成に必要な施設内の体制を整え、その質的向上を図ること
- ・施設外の地域、都道府県、および日本の社会的養護の質的向上に貢献すること
- ・保育、保健、教育、障害福祉など関連する領域での子どもの福祉の向上に貢献すること
- ・地域の子育て支援の質的向上に貢献すること

【領域② 資質と倫理】

児童養護施設の職員として求められる人格的資質を高めていく姿勢、倫理、価値観、手立て等の獲得。

- ・自身の健康管理に努めること
- ・基本的な教養と社会性を備え、人格的成長に努めること
- ・健全な暮らしを営める生活者として機能し、子どものモデルとなること
- ・所属する施設の理念を理解し、実践すること
- ・倫理規定を順守し、それに則った行動をとること
- ・地域社会に信頼され、価値ある施設職員として認められること
- ・自らの実践をオープンにし、記録、報告、相談、話し合いができること
- ・個人情報保護に留意し、不当な扱いを禁止すること
- ・緊急対応と事故防止等、緊急時の対応が適切に取れること

【領域③ 子どもの権利擁護】

子どもの最善の利益の保証を基盤として、子どもの権利擁護を推進する姿勢、価値観、手立て等の獲得。

- ・子どもの最善の利益に資する支援を施設内・外で展開すること
- ・多様性を尊重し、差別や偏見から子どもを守ること
- ・虐待、搾取、いじめなど不当な扱いから子どもを守ること
- ・貧困の影響から子どもを守ること
- ・その他、子どもにとって不適切な対応、環境、場面等を把握し、その改善に努めること

【領域④ 知識】

子どもと家族の支援を行うために必要な法制度の知識、心身の発達、臨床的知識、その他児童養護施設の実践に必要な有益な知識や知見の獲得。

- ・社会的養護の基盤となる法制度に関する知識
- ・健全な生活の営みに必要な知識や知見
- ・身体的発育・成長に関する知識
- ・心的な発達に関する知識
- ・子どもに関する社会学的理論や知見
- ・精神疾患に関する知識
- ・不適切な養育環境の影響、外傷体験や喪失体験の影響、愛着の問題、不適応行動や症状など、臨床的理論や知見
- ・家族に関する理論や知見

- ・里親に関する理論や知見
- ・子どもの自立を支える資源等に関する情報や知見
- ・ライフサイクルや世代間伝達等、生涯を見通した理論や知見
- ・その他、社会的養護に必要な理論、知識、知見

【領域⑤ 子どもの支援技術】

子どもの心身の回復と健全な育ちを支援するために必要な姿勢、視点、手立ての獲得。

- ・子どもの心身の健康管理に努めること
- ・傾聴、共感、肯定的評価など基本的な支援技術を習得すること
- ・愛着形成や信頼関係の構築を援助の基盤とすること
- ・家庭的養育と個別的ケアの意義を理解し、実践の基盤とすること
- ・小規模ケアの利点とリスクを理解し、健康的で良質な小規模ケアを迫及すること
- ・健康的な生活(衣食住等)を営み、その向上に努めること
- ・ケースのアセスメントを行い、その質的向上を図ること
- ・アセスメントに基づいた自立支援計画を策定し、個々の子どもに適した養育の手立てや環境を整えること
- ・カンファレンスの意義を理解し、より適切な援助のあり方を見出していくこと
- ・人生の連続性を補償するための手立てを講じること
- ・子どものニーズに合わせて、科学的根拠のある治療教育的技法を活用すること
- ・子どもの自立に何が必要かを検討し、有益な手立てを提供すること

【領域⑥ チームアプローチと機関協働】

職員チームの一員として、チームアプローチを行う上で必要な姿勢、倫理、価値観、手立て等の獲得。および他機関との連携や協働をはかる上で必要な姿勢、倫理、価値観、手立て等の獲得。

- ・チームで支援にあたることを理解し、チームの一員として機能すること
- ・職員同士のサポート体制を構築し、互いに支え合う姿勢を磨くこと
- ・情報やアセスメントの共有を密にするとともに、より効果的な共有の手立てを構築すること
- ・小規模ケアによる職員の孤立や抱え込みを防ぐこと
- ・職員のメンタルヘルスについて理解を深めること
- ・多機関協働の意義を理解し、地域の機関の役割を認識して、連携を図ること
- ・子どもの支援に役立つ地域の資源を発掘し、連携を図ること

【領域⑦ 家族支援】

家族支援及び親子関係の修復を支援するために必要な姿勢、視点、手立ての獲得。

- ・保護者対応について基本的な姿勢を身に付け、実践すること
- ・面接や電話相談などの基本を身につけ、その質的向上を図ること
- ・家族のアセスメントを行い、家族支援の基盤とすること
- ・家族の抱えたリスク要因を理解し、必要な機関と連携の上、その解決を図ること
- ・精神疾患等保護者の抱えた課題を理解し、必要な機関と連携の上、その解決を図ること
- ・親子関係の維持に努め、親子の関係調整を図っていくこと
- ・児童相談所等関係機関と適切なアセスメントを行った上で家庭復帰を図ること

【領域⑧ 里親・ファミリーホーム支援】

里親・ファミリーホームへの支援や協働をはかるために必要な姿勢、視点、手立ての獲得。

- ・家庭養護の意義と役割を理解すること
- ・里親制度を理解し、里親養育の推進を図ること
- ・里親とファミリーホームの役割と現状を理解し、協働を図ること
- ・里親と里子との関係構築等、里親を支援すること

詳細は、「改訂 児童養護施設の研修体系～人材育成のための指針～」(児童養護施設の人材確保・育成・定着を図るための特別委員会)(全養協/平成29年3月)をご参照ください。

※本会ホームページ(<http://www.zenyokyo.gr.jp>)にも掲載しています。